

## 2017年9月定例会(10月4日) 松谷清議員 厚生委員会に関する質疑全文

○松谷委員 昨年というか、2016年度に包括外部監査が子ども未来局全体にわたって行われているんですけども、ホームページ等を見ると、監査委員から意見が26件、指摘事項が64件、対処したものが47件と、これはホームページで公表されているんですが、残された17件がどういうもので、おくれた理由などがあれば、お伺いしたいと思います。

○山田子ども未来課長 包括外部監査における指摘事項について、残り17件あるというところで、その内訳といたしましては、15件が子ども未来課に所管する事業になっております。具体的に言いますと、児童クラブに関する件が12件、支援センターに関する件が1件、それから、青少年育成課とこども園課のそれぞれ1件ずつとなります。子ども未来課の15件につきましては、その対処につきましては、コンプライアンス推進課と協議いたしまして、その対策については既に回答しておる次第であります。

○松谷委員 64件の指摘は結構幅広いのと、それから、記録の問題とか、資産の登録の問題とか、非常に細かい点もあつたりして、全体の64件という評価も、なかなか難しいところがあるんですけども。それで、まず放課後児童クラブについて、結構多く指摘されておりますので、お伺いしたいわけです。160ページでA評価になっているわけですけども、監査委員からは、待機児童対策として学校区の枠を超えてという指摘や、近隣の児童クラブの相互利用という指摘や民間活用など、多岐にわたって指摘されているんですけども、整備計画もあつて、平成31年までには解消するんだという中で、こうした指摘がされているわけですけども、これについては、どんなふうに受けとめているのか、お伺いしたいと思います。

○山田子ども未来課長 監査委員からの御指摘の中で、ほかの児童クラブの、学区の枠を超えた近隣児童クラブの相互利用、あるいは民間活用についてという御指摘を受けております。まず、基本的な考え方といたしましては、放課後児童クラブの利用につきましては、児童が利用するということで、児童の徒歩での移動というのが基本になります。そういったことを考えまして、児童の安心・安全を考えて施設整備は校内敷地を中心に児童クラブを設置して、その利用を想定しているところであります。

一方、クラブを整備いたしますと、若干余裕があるクラブもできる一方で、隣の学校は待機児童があるというところも認識している次第であります。そういったときに、あいているクラブを有効活用すればいいではないかということも考えているわけですけども、過去には、そういったことで、児童に隣の学校を利用していただいたという例もありますけれども、実態といたしましては、学校を中心としたクラブになりますので、隣の学校へ行くと、大半が隣の学校の子供で、行った子供が数人ということになりますので、なかなかなじめないというところもあります。

もう一方では、隣同士も児童クラブがいっぱいだいうところで、もう一つ離れたところに空きがあるというような状況もあるわけですけども、そうしますと、利用の実態から考えますと、児童が放課後徒歩でそこに通うということは、安全の面からしても困難な状況があるところもありますので、有効活用したいとは考えておるんですけども、その辺を解決することが一つの課題になっていると考えております。

それから、民間の活用になりますけれども、民間において実施している児童クラブにおいては、市が設置している児童クラブとは異なりまして、特に車を使っての送迎というサービスも行っております。こういったことから、多少遠方であっても利用が可能であるという利点もあります。そういったことから、平成27年度から、民間児童クラブの利用者負担が、公設のクラブとの利用者負担の均衡を考慮した額、おおむね1.5倍程度

の額としているんですけれども、そういったところに対しては、民間児童クラブへの国の補助基準に基づいた助成があるところで、そういったところを活用いたしまして、公設のクラブを補完するような役割を担っていただいて、補助を実施しているところで、御利用いただいている状況があります。

○松谷委員 監査委員の指摘は、非常に数字のところでは埋めればという発想に対して、そう簡単に子供の安心・安全なり、学区外という基本的な問題があるというお答えだったんですけれども、民間についても総括的なお話が伺えました。

次に、監査委員の方々の指摘に、葵区、駿河区と清水区との違い、土曜閉所の問題とか、委託料とか、保護者負担とか、剰余金の取り扱いとか、いろんな細かい指摘があるんですけれども、これについては、どんなふうに受けとめておられるのでしょうか。

○山田子ども未来課長 葵区で実施している児童クラブと、清水区で実施している児童クラブの大きな違いといたしましては、土曜日に開所しているか、していないかという点があります。そのことで、清水区においても土曜日の開所をしてはどうかという御指摘だとは思いますが、まず、これにつきましては、旧清水市におきましては、地域の将来を担う子供たちの健全育成については、地域の皆様と連携しながら進めることが望ましいという考えから、地域に根差し、そして地域の運動として総合的に健全育成を推進しているという、地区の青少年育成推進委員会というものが児童クラブの運営を担っていただいているといった歴史的な違いがあります。こういった経緯を踏まえまして、清水地区の土曜日開所については、それぞれの地域のニーズを踏まえた上で、受け入れ体制の確保、具体的に言えば、支援員、あるいは補助員の配置といった点ですね。それから開所場所、開所方法を含めて、地域と協議を進めていくということで考えております。

それから、委託料算定積算の際の不均衡の是正という点も御指摘をいただいているところでありますけれども、児童クラブの委託料の積算につきましては、平成 29 年度分については、静岡地区、清水地区ともに、各クラブの支援員配置の配置基準等に基づいて算出した人件費に、共通項目の事業費、それから事務費を加算した額から、各クラブの見込み児童数に応じた保護者負担金の額を差し引くということで、現在は同じ基準で算出した額の委託料とする算定方法に改めております。

それから、保護者負担金の違いがあります。先ほど申しましたように、静岡地区と清水地区で、土曜日を開所している、していないという点が大きく違います。これによる違いで負担する金額が違っておりますけれども、これを利用する時間数、保護者が利用できる時間で負担金の算定をいたしますと、ほぼ違いがないということで、こちらは確認をしております。

それから、放課後児童クラブの運営事業に関する剰余金の取り扱いの検討ということで御指摘いただいています。こちらにつきましては、清水区の児童クラブの受託者が、各地区の青少年育成推進委員会が組織する運営委員会になっております。こういった面で資金力の脆弱な団体であるところがあるため、年度当初、運営費用としての委託料の剰余金を繰り越す必要性が生じているという理由から、精算返納せずに繰り返し、その繰り越しを認めてきたという実態があります。平成 29 年度からは、剰余金については、決算の状況を精査した上で、精算処理を実施するというところで改める方針であります。

---

○大石委員長 この際、暫時休憩いたします。

午後0時1分休憩

---

午後0時 59 分再開

○大石委員長 休憩前に引き続き委員会を再開します。

ここで、子ども未来課長より答弁があります。

○山田子ども未来課長 午前中に、池邨委員より御質問がありました、ファミリー・サポート・センターのまかせて会員の数につきまして御答弁させていただきましたけれども、申しわけありません、先ほど答弁した内容は、緊急サポートセンター事業のまかせて会員の会員数であったため、訂正させていただきたいと思いません。申しわけありません。

まかせて会員の人数ですけれども、平成 27 年3月末が 703 名、それから平成 28 年3月末が 760 名、平成 29 年3月末の会員数は 768 名ということで、3年間で 65 名増員しております。

○大石委員長 それでは質疑を続けます。

○松谷委員 続けて質問します。監査委員から、これは 2015 年の現状ということで、児童クラブの面積について、1.65 平米の基準を満たしていないものが 15 室あると指摘されているんですけれども、2016 年はどういう形で解消しているのかという点と、同じように支援員の配置基準が経過措置基準を満たしていないものが4つあるという指摘があるんですけれども、これは 2016 年にどう解消されているのか、お伺いします。

○山田子ども未来課長 児童クラブの面積の基準で、1.65 平米以上の基準を満たしていない 15 室について、どのように解消しているのかという御質問について、まずお答えいたします。

御指摘を受けました 15 室のうち、10 室につきましては同じ校内にある副児童クラブ室があるため、既に改善済みであります。その他1室につきましては、28 年度のクラブ整備により改善されております。残りの3室につきましては、平成 29 年度の整備予定により改善する見込みであります。また、1室につきましては、平成 30 年度以降の早期のクラブ室整備により改善する見込みとなっております。

続きまして、支援員配置基準における経過措置基準を満たしていないものが4室あるということについての改善の状況ですけれども、この4室につきましては、静岡地区の2室につきましては、配置の支援員3人に加えて、当初から補助支援員を配置しているということで、経過措置基準を満たしていることを確認しております。

また、清水地区の2室につきましては、それぞれ平成 28 年度に児童クラブ室1室を追加整備することで、支援の単位を3、一単位としたことによりまして、1支援の単位を構成する児童の数については、おおむね 40 人以下ということで、経過措置基準を満たしているということで、改善しております。

○松谷委員 次に、監査委員から、待機児童がある中で、2015 年に 10 カ所の補助対象民間事業者への補助を予算化して、4,279 万円を予算化しながら、実際には8カ所の届け出があって、2カ所の補助金支出で執行率が 13.7%だという指摘があって、それで 2016 年度においては、事務事業総点検表の保健福祉長寿局の部分を見ると、今年度も8カ所で 3,200 万円に縮減して、しかし、届け出が9カ所あって助成対象は3カ所で 1,334 万円なんです。これについて、監査委員は 2015 年もAというのはおかしいんじゃない

かと。2016 年も同じような傾向ですけれども、この監査委員の指摘についてはどう受けとめているのか、お伺いしたいと思います。

○山田子ども未来課長 民間児童クラブへの補助ということで実施しております。

クラブ室8カ所ということで予算を立てておりますが、実際には3カ所で、民間児童クラブの補助につきましては、補助するに当たりまして市の基準があります。例えば、利用料の問題がありまして、利用料は各民間児童クラブでいろんなサービスを実施していることから、市の児童クラブの利用料よりも高い利用料になっております。補助することによって、そういったところを少し下げさせていただいて利用しやすくしていただくという効果があるわけですが、これは民間児童クラブの考え方もありますので、そういったところを話し合いながら、市の補助基準に合ったクラブについて補助をさせていただいているところです。

それで、届け出自体は民間児童クラブも相当数あるわけですが、そういった市の意向に沿ったところにつきましては、随時相談しています。そういった中で、予算上は確保いたしましたけれども、実際にその年度において、そういった民間児童クラブが市の意向に沿う、補助基準に沿う形での運営であるものにつきまして、3クラブの相談があったということで、3クラブを予定どおり実施させていただいているわけです。

○松谷委員 もう1つ、予算上そうなっていて、市の基準があるから少ないんだということだけでも、それがAという成果指標で出てくるのはどういうことですかというのが監査委員の指摘だけでも、それはどういうことになりますか。

○山田子ども未来課長 予算上の問題もあるんですけれども、もともとその年度の計画といたしまして、実施できるクラブ数がある程度見えてきているものですから、その点で目標の数値を3クラブとさせていただいた。そこに対して3クラブ予定どおり補助することができたということで、市としてはAという評価を考えております。

○松谷委員 そうすると、市の基準で決めて、それがそのとおりになったということだけでも、2016 年度で予算は8カ所で 3,200 万円。だけれども、届け出が9カ所あったと。実際に補助したのは3カ所だということですが、そうすると、8カ所の想定は市が予算化するときには、市の基準に見合う民間の事業者が出てくるという想定だったんですかということと、9カ所が3カ所になるんだけれども、あと6カ所が選ばれないのは、さっきの利用料の問題なのですか。そこはどのような理由ですか。

○山田子ども未来課長 まず、民間児童クラブにつきましては、届け出が必要になります。これは施設基準、児童クラブを運営する日数、それから支援員の配置といった基準に合ったものに対して、児童クラブとして届け出をさせていただいております。その中から補助の対象ということで選定していくことになります。

そういったことで、民間児童クラブの運営については、クラブの考え方があるものですから、いろんなサービスを提供して、児童クラブとして運営していくというやり方もあるものですから、そういった中で、市の補助の案内はさせていただいておりますけれども、市の補助に適合するような運営形態をとっていただいているところには補助いたします。一方で、民間の自由なクラブ運営も尊重していきたいものですから、そこは保護者が選択できるようなクラブ運営ということになりますので、届け出の数と補助する児童クラブの数は異なっているということで、市は常に相談は受けておりますので、市民の方が利用しやすい児童クラブを目指しております。

○松谷委員 そうしましたら、2015年の補助対象になった2カ所は、どこの児童クラブで、2016年は3カ所になっているんですが、これはどこの児童クラブなのかと、この2015年の2カ所と2016年の3カ所は、利用料はという範囲になるのですか。

○山田子ども未来課長 まず、2015年に対象となった児童クラブですけれども、これはこぐま児童クラブになります。もう一つは、はろ一学園という児童クラブが対象となりました。

それから、平成28年の3カ所についてですけれども、こちらはこぐま児童クラブ、パンダ児童クラブ、それからもう一つがプチふぁみという3つの児童クラブが対象になっております。

なお、2015年に対象であったはろ一学園につきましては、2015年をもって児童クラブを閉鎖したものですから、対象とはなっていません。

それから、それぞれの利用料金については、今、調べていますので少しお待ちください。

○松谷委員 その利用料金とも絡むものですから、結局、民間事業者の参入促進を監査委員の方々は主張しているのだけれども、もちろん公設民営というか、市が直接的に関与してやっていくということが、私は基本的にはもちろんそれがいいと思っているのだけれども、現実的に民間の事業者が、特にこぐま児童クラブの場合は保育園も併設で始まっているんですけれども、選ぶ基準の厳密さなのか、さじかげんなのか、どこに差があるのかなど。2カ所と3カ所は入ったけど、ほかの人たちがオフリミットされているわけだけれども、民間参入はという基準でやっていくのかなど。その辺を知りたいんです。

○山田子ども未来課長 基準の問題ですけれども、まず基本的には届け出をいただいた児童クラブにつきましては、施設基準、運営日数、それから支援員の数を満たしているということで、満たしていないと児童クラブとして届け出できません。その中で、どの基準に従って補助するかということになりますけれども、これはやはり利用料ということで、市の補助金をクラブに対して援助することになりますので、援助した効果としまして、利用料金がある程度公設の児童クラブに近づけていただきたいということがあります。おおむね公設児童クラブに対して1.5倍以内の利用料金というところであります。ただ、これはいろんなサービスがあるものですから、例えば、送迎サービスをしているとか、夜遅くまでやっているとか、あるいは宿題を見とかといったものにつきましては、プラスアルファのところなものですから、基本的な運営時間に対して、どの程度かかっているかというところを見させていただきまして、補助の対象としているのが基準になっております。

○松谷委員 そうすると、1.5倍ということはだいたい1万5,000円ぐらいまでで、ほかの届け出があったけれども補助対象にならなかったのは、それ以上の料金であったということになるのか、さっき利用料金について、それぞれ2~3カ所お聞きしたんですけれども、それがわかればこれはわかるんですけれども。

それから、届け出されたときの審査としては、今言った細かいサービスの内容、遅い時間までとか宿題を見するというものは、一応チェックされて選択していると理解していいですか。

○山田子ども未来課長 届け出をしたときにどういうチェックをしているかですけれども、まず施設基準を満たしているかどうかという、基本的な届け出についてはきちっとやっています。補助するかしないかということにつきましては、それぞれその運営のサービスにどのくらい費用がかかっているかという利用料の内訳等を

出していただきまして、決定しております。

〔発言する者あり〕

○山田子ども未来課長(続) そうです。基本的なものにつきましては、1万5,000円以下というおおむねの基準がありますので、そこを満たしているところで補助をさせていただいております。

○松谷委員 それで、民間の児童クラブに対して国の補助金というか要綱があるんですけども、それを見ると、家賃、土地賃料、施設の改修、備品購入、送迎、延長職員の賃金、閉所の時間が伸びた場合というような規定になっているんですけども、ここに送迎は、一応入っているんですけども、これはどう理解されますか。

○山田子ども未来課長 現在の市の補助といたしましては、基本的な部分ということで補助をさせていただいているものですから、送迎についての補助は、現在対象にはしておりません。今後、国のそういった要綱等も示されていることもありますので、またそういったところにつきましては研究をしていきたいと考えております。

○松谷委員 そうしましたら、この2016年は3園が補助を受けておまして、合計が1,334万円ですか。これは基本的には3つを合わせた総額ですけども、どこでもいいんですが、実際にどういう基準でその額を決めているかを教えていただきたいです。

○山田子ども未来課長 基本的には、受け入れ児童数によって補助の基準額が変わってくることになります。

○松谷委員 例えば、今まで15人くらいでこの補助金をもらっていたけれども、施設を40人くらいふやしたいという希望があるということで、そういう場合に、施設が今ある施設から移動したりする場合も出てくるんですけども、そういう場合には、今度は家賃だとか、土地の賃料だとか、施設の若干の改修とか何か、補助そのものが拡大とか、変化というか、そういうことも考えられるんですか。

○山田子ども未来課長 施設の規模を改修していくことについて、あるいは引っ越しとかといった補助ですけども、現在市の補助としては、施設改修、あるいはそういった移動に対しての補助メニューは設けておりません。

○松谷委員 わかりました。補助についてはそれで終わります。

あともう一つ、通常は5月1日で待機児童の数字を出していますけれども、夏休みの場合における2016年の8月で、葵区、駿河区、清水区で待機児童がどれくらいいるかという問題と、それに対してはどのような対応をしていけるのかなど。5月1日の基準で整備計画はつくられているんですけども、5月1日の基準の待機児童をなくすという形のもの、夏休みの場合には多分数字がふえるんじゃないかと思うんですが、その点で、2016年の夏休みの待機児童。もし2017年も8月は終わっていますので、わかっているならば、それぞれ区ごとの待機児童の数と、対応策はどう考えておられるのか、お伺いしたいと思います。

○山田子ども未来課長 夏休みの待機児童の数ですけれども、まず2016年につきましては513人待機児童としてありました。5月1日が330人だったことを考えますとふえております。それから2017年ですけれども、8月1日現在は352人ということで、改善が見られている状況になります。

これにつきましては、公設の児童クラブを準備、整備している効果があらわれていると考えております。

区ごとの待機児童ですが、2016年の葵区の待機児童について、8月1日現在は159人。駿河区は256人、清水区は98人になっております。

2017年の8月1日現在ですけれども、葵区につきましては168人、駿河区につきましては85人、清水区につきましては99人になっております。

夏休みの対応策ですけれども、基本的には公設の児童クラブを整備していくことによって、ある程度は減ってくるという状況はありますが、どうしても8月のみ利用したいというお子さんもいらっしゃいます。ここにつきましては、まず1つは校外クラブもありますので、そういったところを紹介するところもあります。それから、どうしてもそこもいっぱいになってしまいますので、そういったときには、民間児童クラブも御案内さしあげまして、民間児童クラブの御利用などもいただいているという状況にあります。

○松谷委員 今、区ごとでいくと、葵区は159人が168人ということで、ふえているんですね。それで駿河区が激減で256人が85ですか。清水区は98人が99人ということで、ちょっと偏差があるんですけれども。もちろん整備がされているから、どんどん少なくなって、全体としては513人が352人ということなので減っていると思うんですけども、平成31年までに5月1日現在の待機児童をなくすということで、それはもう少し時間をくださいと。だけど8月の分についてはそういう状況で、それは対処がなかなか難しく、ここで民間児童クラブが出てくるんですけども、そういうものとか、校外クラブと言いましたか、何かそういう空いているところでしかできないということですか。それとも何かもう少し抜本的なことも考えておられるのか、そこをお伺いしたいと思います。

○山田子ども未来課長 夏休みに急増する児童クラブの利用者に対する抜本的な対策は、なかなか難しいと考えています。

先ほど校外クラブというふうにお話しさせていただきましたけれども、具体的に言えば、例えば児童館に併設している児童クラブがあります。駿河区には丸子にあります児童館の中にも児童クラブがある。あるいは葵区の瀬名にも児童館の中に児童クラブがある。そういったところは、送迎の問題は保護者をお願いしなければなりませんけれども、若干余裕がある場合もありますので、そういったところを中心に対策というか御利用いただくということと、もう1つは、やはり民間児童クラブを、普段は少し余裕があるところもあるものですから、そこを御案内して御利用いただくというのが現状でありまして、すぐにこの問題は解決するということではありませんけれども、児童クラブの整備をこし、来年、再来年と進めていく中で、解消を図っていきたいと考えております。

○松谷委員 夏休みはそう簡単に解消できないけれども、親御さんの努力やそうした空いているところを活用してというのが、当面の現状だということはわかりました。

それで、今、児童館の問題も出たんですけれども、監査委員から児童館の配置構想で、偏在の是正を指摘されています。従来から、旧清水市と旧静岡市との間に児童館の考え方の違いがあつてという話は、当然私たちも聞いているわけですけれども、この指摘についてはどう受けとめて、どう対処されているのか、お伺

いたします。

○山田子ども未来課長 児童館の偏在ということですが、もともと児童館は、旧静岡市において多く設置されていたという点があります。そういったことで、清水区においても児童館を整備していこうということで、児童館の配置構想を定めてあります。これに従いまして、児童館を順次整備していくということで、今整備を行っていくことにしていますけれども、具体的には4つの児童館を整備したいということで構想がつくられております。

1つ目は、地区を清水区の東部地域、西部地域、南部地域、北部地域ということで4つに分けさせていただいております。まず東部地域につきましては、駅前に「ま・あ・る」という、児童館ではありませんが、児童が楽しむことができる施設がありますので、ここを児童館機能ということで位置づけさせていただきまして、1つはここで整備をということで、児童館の機能を持たせていただいているということ。

2つ目といたしましては、西部地域ということで、有度、船越、岡といった地域を想定いたしまして、児童館を1つ、既に有度生涯学習交流館のところに草薙児童館ということで、整備が終わっております。

それから、3つ目ですけれども、現在整備を進めております三保地域に児童館を1つ、南部地域としての児童館ということで、対象といたしましては、富士見とか清水、駒越、折戸、三保と、ちょっと広域になりますけれども、そういったところを意識いたしまして、三保に児童館を1つ整備して、来年オープンの手配ができています。

残りは、あと1館、4館目になりますけれども、こちらにつきましては、構想の中では高部・飯田地区を中心とした北部地域にもう1館建てたいということで、この構想を立てております。

こうした構想を進めることによりまして、児童館の偏在を解消していくように取り組んでいきます。

○松谷委員 監査委員の指摘する偏在の是正は、そういうことで一応対応したことになるんですか。何か読み方として、ちょっと違うような感じもするんですけれども、どうなんですか。

○山田子ども未来課長 市内の各地域に、児童館をまず設置するという意味で、旧静岡市内に偏っていたことを考えますと、こうした4館をつくることによって偏在を解消できると考えております。

○松谷委員 じゃ、この件はこれで終わります。

○山田子ども未来課長 先ほどの民間児童クラブの利用料金について、調べが付きましてのでお答えさせていただきます。

まず、こぐま児童クラブにつきましては、通常 9,500 円の利用料金をいただいていると。パンダ児童クラブにつきましては1万 3,000 円。それからプチふぁみですけれども、これは1万 8,000 円ということで、先ほどの1万 5,000 円よりも高いわけですが、実はここは夜遅くまでやっていただいている、それから送迎があるということがありますので、その分を差し引きますと、基本的な利用料金につきましては市の 1.5 倍以内ということで確認しておりますので、補助の対象としております。

○松谷委員 先ほど静岡市公設とか、送迎の補助などはないけれども、一応ここが夜遅くまでやっているということで、許容しているということで理解しました。

次に青少年育成課ですけれども、監査委員からの指摘で、浜石野外センターについて、1つは耐震対策



計画がどうなっているかと、利用者が長期低落なのに 3,000 人でAという評価が出ているんだけれども、これでいいのかという点。それから、事業を強化していくためには、耐震に1億円をちゃんと出すか出さないかはっきりしろというような指摘があるんですけども、これについてはどう受けとめて、どういう対処を考えておられるのでしょうか。

○松永青少年育成課長 まず、耐震計画の件ですけれども、平成 28 年2月に本市の公共建築物施設群別マネジメント方針というものが出されました。それによりまして、この浜石野外センターは井川自然の家、清水和田島自然の家などと同じ青少年育成施設として分類されています。

また、これらの類似施設として、公共レクリエーション施設であるキャンプ場と役割分担を明確化させながら、関係部署、また地元の関係者と調整を図って早急に今後の方針について図っていきたいと思っております。

次に、こちらの利用者ですけれども、目標に対して人数が適正ではないのではないのかという御指摘ですけれども、かつて 20 年ほど前までは、こちらの利用者は1万人ほどあった時期もございます。多くの地元の小中学生が利用したんですけれども、昨今では、例えば食事や体験教室の提供とか、体育館を持っている設備が整った施設のほうへ学校の利用が移っているということで、平成 27 年度に目標とした 3,000 人ですけれども、前年度が 2,887 人だったものですから、それを上回るということで 3,000 人という目標を立てたものでございます。地元といろいろ調整していきましたら、こちらはハイキングに来る方の利用が多いので、もっと浜石の魅力をということで、日帰りやハイキングの方の利用者をふやしまして、27 年度は 4,146 人、平成 28 年は 5,334 人と利用者数をふやしております。今後もこちらの向上に努めていきたいと考えております。

また、今後、費用対効果を考えてというような御指摘ですけれども、こちらの施設には 900 万円余をかけておりますけれども、人件費は入っておりません。事業費ではなく、こちらの維持管理費全体として 900 万円、人件費も入っております。そちらのほうもありますけれども、利用者数のうち、どうしても宿泊者数が少ない状態であります。また、耐震もなかなかできていないという中で、地元の方、また先ほども申しましたけれども、類似施設とのすみ分け、そういったものを考慮しまして、こちらの施設のあり方について、慎重に検討してまいりたいと考えております。

○松谷委員 そうすると、キャンプとか日帰りとかそういうことは多いんだけれども、施設自体はどうなるかわからないという状態なんですね。継続か廃止か、それが議論になっているということで理解していいですか。

○松永青少年育成課長 こちらをどうするかということは、まだ白紙の状態でございます。今後、地元の方、いろんな関係課と、あり方について検討していきたいと考えております。

○松谷委員 わかりました。

次に、70 ページの子ども会の運営費補助金で、これは達成度がB評価になっています。この子ども会について、私の学区の子ども会はもう事実上、何かもう、学区としてはなくなりつつあるみたいな、うちの町内会だけはしっかりあるという状況ですけれども、今後の子ども会の活動はどんなふうに見通しているのかということと、子ども会連合会に補助金が出ているんですけれども、これは幾つくらいの学区で、どれくらいの子供たちが組織されていると把握しているのか、それをお伺いしたいです。

○松永青少年育成課長 少子化の状況ですので、なかなか子供の確保は難しい。また、地域で子供を育てるということですが、なかなか会員に入らないという悩みは、全国共通のものでございます。その中で、静岡市としては静岡市子ども会連合会さんが本当に頑張っております。

今回B評価といたしました理由は、こちらのメイン行事が、登呂遺跡の田んぼで田遊びということで、田植えからかかしづくり、稲刈り、餅つきと、一連の事業をやっていたんですけれども、こちらの土壌の調査を開始するというのが急に持ち上がりまして、田植えを見合わせたところがございます。そうしますと、この一連の事業が中止になってしまっていて、かわりに地びき網、またバーベキューといったものを実施したんですけれども、地びき網ですと参加できる子供の数に限りがあるということで、こちらの目標に達しなかったために、Bという評価をさせていただきました。

こういった少しの事故があったんですけれども、今後、子ども会はどのようなあり方であるべきなのかは、本当に未来の宝を地域で育てるといふ大事な団体の一つでございます。いろいろな面で、地域の方たちとも協力しながら、子ども会をもっと大事にして、大事にと言ったら変ですけれども、どのように推進していけばいいかということは、地域の方たちと話し合いながら進めていきたいと思っております。

○松谷委員 実態について、どれくらいの学区で何人くらいで組織されていて、これは非常に難しい課題だと思います。まず現状を確認させてください。

○松永青少年育成課長 こちらで今把握しておりますのは 25 学区で、会員としましては約 7,000 人強と聞いております。

○松谷委員 本当は課題が多いんですけれども、この 25 学区のそれぞれについて、資料を出していただきたいと、お願いしてよろしいですか、委員長。

○大石委員長 はい、資料についてですね。  
青少年育成課長、どうでしょうか。

○松永青少年育成課長 こちらでは、その時点時点で、子供の数といった会員の数は変わるということで、連合会から紙ベースでの資料は御遠慮させていただきたいという申し出がございましたので、口頭でということをお願いしたいと思います。

○松谷委員 別にこだわるわけではないんですけれども、一応補助金を出しているんだから、どういう団体でどの学区でどれだけいるかというのは、別に隠す必要も何もない数字だと思うんですけども、4月1日現在とかというのでもいいのですが、これは難しいんですか。

○松永青少年育成課長 それでは静岡市子ども会連合会さんと連絡調整させていただきまして、お返事させていただきたいと思っております。

○松谷委員 次に、70 ページの校庭開放事業運営費補助金で、これの課題のところ、放課後子ども教室に移行、教育委員会等と話しをしていく必要があるということですが、教育委員会側とはどんな話を

されて、どういう対応になっていくのかだけ確認させてください。

○松永青少年育成課長 国で、放課後子ども総合プランというものが出されまして、放課後における子供の居場所ということで、文科省が出したプランがございます。こちらに則りまして、教育委員会と話し合いを進めているところですが、31年度末までに放課後子ども教室、こちらは教育委員会の所管ですが、そちらへ完全移行を目指して今調整しているところでございます。

28年度は当初13校で実施して、そのうち1年半ばで子ども教室に移行しましたので、今年度は現在10校で運営しております。

○松谷委員 この放課後子ども教室は、文科省がそういう形で全面的なだけでなく、もう1つ、児童クラブとの関係はどうなのかというのが、厚生労働省との関係のところ、いろんな地域でさまざまな問題が全国的に起きているんです。放課後子ども教室と児童クラブとの関係はどう整理されていくと理解したらいいのか、お伺いしたいと思います。

○山田子ども未来課長 放課後子ども教室と児童クラブの関係ですが、まず放課後子ども教室につきましては、子供たちへの社会教育を目的といたしまして、放課後において学校施設を利用して各種の体験活動、これには地域の方に協力をいただくことになりまして、あと学校においては異学年の交流ということ、それから学習支援など、さまざまな活動を学校でメニューをつくって放課後子ども教室を運営している。ここにはコーディネーターという放課後子ども教室を運営する中心的な役割の方を地域の方にお願いしてやっているという実情があります。

参加する子供たちは、全ての子供たちが対象になりますので、放課後児童クラブのように留守家庭で児童が放課後に家庭で過ごすことができないといった状況ではありませんので、全ての子供が参加できることになっております。

一方、放課後児童クラブにつきましては、児童クラブ室を利用して放課後家庭のかわりに過ごすということになりますけれども、同じ場所で運営しているという実態もあるものですから、放課後子ども教室には放課後児童クラブの子供たちも参加して、一緒になって社会体験をしていくということで運営しております。

実は放課後子ども教室につきましては、4時から4時半ぐらいになりますと、その教室が終了するものですから、順次家庭に帰っていくことになります。そこから以降、放課後児童クラブでは放課後子ども教室に参加した子が戻ってきて、保護者が来るまで過ごすという実態になっています。運営につきましても、放課後子ども教室はコーディネーターさんが中心にいろんなメニューを考える、放課後児童クラブにつきましては、支援員の方が中心になっているんですけども、この連携を図ることが一番大事です。それぞれ各子ども教室、児童クラブの支援員、あるいはコーディネーターさん、それから学校も含めて、子ども未来課、教育委員会も入りまして、その活動については連携を図っていくということで対応しております。

○松谷委員 わかりました。

次に、先ほどすでに池谷委員から質問が出ていますけれども、ひきこもり対策について、大体御答弁はいただいているんですが、さっき10段階というお答えがありました。その10段階というのは、どういう段階の区分になっているのかと、その55.9%と言っているんですけれども、これは10段階で傾向的にはどの段階の人が多いとか少ないとか、そこはどんな状況なのか、お伺いしたいと思います。

○豊田子ども若者相談担当課長 ひきこもりの改善率に伴う評価指標についてのお話でしたが、先ほど10段階ということでお話しをさせていただきました。一例を挙げますと、当事者本人の場合には、例えば、自分の部屋から出てくるを1の段階、それから例えば2の段階は、暴力とか暴言が減った、それから3の段階は、口論とかけんかが減った、それからその次は、本人が家族と雑談できるなどの細かな指標をつかって評価しております。

また、どのような傾向の方が多いかという御質問ですけれども、改善率から言いますと、1つは、今お話ししました自室から出る。それから家族と話をするという小さなステップを重ねた方がかなり多く見られました。この相談をとおして一度にひきこもりがなくなったというわけではなくて、個々のそういった家族との触れ合いができる、あるいは少し話すことができるようになったという相談者さんが多いという傾向にあります。

○松谷委員 このひきこもりの関係で、先日NHKで発達障害をテーマにした番組が連続的に行われたんですけれども、ひきこもりの中で発達障害にかかわる方々がいらっしゃるという話が、本人が自分でしゃべることやっていたけれども、その辺のところは、ひきこもり対策の中では情報として把握するというか、それはどんな実情になっていますか。

○豊田子ども若者相談担当課長 今お話のあったNHKの特別番組については、残念ながら私は拝見していませんけれども、現在ひきこもり支援センターには、各年代ともおよそ4分の1程度がこういった発達障害の課題を抱えている方々が含まれているという傾向が見られています。

ひきこもりについては、個人の問題という指摘もありますけれども、本人の努力不足という面よりも、むしろ過剰な努力や心理的負担ゆえの破綻の結果とも言えるということで、決して自己責任ではないということが言われております。多くの若者がこういったひきこもり状態にあることは、社会的課題として捉えて、早期に相談による社会復帰を図る必要があると考えております。

特に、ひきこもり状態にある若者が多く存在することは、社会的損失が多いことから、公的機関で、静岡市でもひきこもり支援センターを開設して支援しております。特に、今お話のあった発達障害だけでなく、多くの課題を抱えている面を捉えて、温かく支援をしていく予定です。

○松谷委員 既にお答えもいただいているんですけれども、私はその番組を2つ見ましたけれども、結局今言われたように、個人の責任じゃなくて社会の側がその個性を奪うというか、評価しないという構造自体を変えていくということが必要だということと、そういうふうにならなければ自分たちも話ができるとか参加できると、本人たちがみんな言っていたんです。そういう点是对策というか、社会的な形で、いろんなパンフレットとか何かにはいろいろなことが書いてあるんでしょうけれども、そういうところは、この事業の中では強く打ち出しているんですか。

○豊田子ども若者相談担当課長 ひきこもり地域支援センターでの支援は幾つかあるわけなんですけど、まず相談業務、それから居場所づくりということで居場所の開設をしております。先日、私も居場所のほうを見学してきましたけれども、やはり先ほどお話もあった発達障害系で、自閉系の方々が思い思いの活動をされていました。ただ、その中で、居場所を提供しているだけでなく、担当のスタッフがきょうはこれをやりますよということで、少し人とかかわりを持つような事業を計画的に組み込んでいて、社会的な復帰ができるような

プログラムを組んでおります。

また、家族教室といひまして、ひきこもり当事者だけでなく、家族の方々の不安、あるいは課題をともに解消していきながら、当事者の支援をしていくということで、家族の皆さんに集まっていただいて、家族同士の情報交換、あるいはこちらからのアドバイスなどをして、全体でその当事者の支援をしていくような形をしております。

○松谷委員 やつぱりなかなか難しいですね。社会の側が変わらなきゃいけないというのと、今お話を聞いている個人の側というか、家族の側の努力というのと、どこで接点を結ぶかは、なかなか大変だと思いました。

次に、わかもの会議が設立されて、総点検表だと211ページですけれども、これはAという評価なっています。このAという評価の根拠と、どういう形で事業を評価するかは結構難しいと思うんですけれども、課題にシチズンシップの考え方とか、いろいろなことが書かれているんです。Aという評価についてと、実際に求められているわかもの会議に課せられた課題みたいなところとの関係をお伺いしたいです。

○松永青少年育成課長 こちらは、昨年度初めてやりました新規事業ですけれども、「若者が住んでみたい、住み続けたいと思うまち」をテーマに、静岡の子供たち、15歳から24歳の方を公募いたしました。18人が手を挙げまして、自分たちで思い思いの、どうしたらこの静岡市に住んでみたい、住み続けられるんだらうということを思い思いの意見を出し合いまして、そちらを1つの意見にまとめまして、市長にプレゼンするという事業でした。

こちらの評価ですけれども、まず若者にアンケート調査を行い、今の自分の静岡市に対する気持ち、また有用感といったものを、この事業が終わりまして、静岡市がより好きになったとか、何か行動したくなったというふうに気持ちが変わった子供の数を、こちらの評価とさせていただきます。そうしましたら、やはり自分たちで意見を出し合う中で、より静岡市を好きになり、また静岡市に住んでいきたいという若者がふえたということで、この事業の効果とさせていただきます。

この結果、今年度ですけれども、3つの柱を立てまして、若者政策をすることにいたしました。1点目は若者の市民参画ということで、こちらはNPO法人、わかもの会議が自分たちで若者がもっと市民参画する活動をしていくということ。2点目は人材育成で、こちらを静岡市が行いまして、高校生のためのまちづくりスクールというものを実施いたしました。もう1つは、若者を応援する土壌づくりということで、若者をもっとみんなで応援しようということで、若者応援団をつくろうということで、今年度実施しているところでございます。

○松谷委員 Aという評価の根拠はわかりました。

私も何回か傍聴させてもらっていますけれども、なかなかおもしろいです。でも最後まで反抗する人も、一人ぐらいいてほしいなとかいうのもありますけれども、今の世代の若者らしい感じは確かにありました。

次に、いじめ電話相談業務というものが、ダイヤル・サービス株式会社に570万円で委託されています、事務事業総点検表の209ページなんですけれども、まず、これはどういう委託業務内容になっているんでしょうか。

○豊田子ども若者相談担当課長 いじめ電話相談業務のダイヤル・サービスへの業務委託内容については、相談業務ということで、児童生徒に係るいじめ問題に関する相談の受付、ただし、いじめばかりでは

なく、不登校や学校生活等々に関するいじめ以外の相談があった場合にも不安や悩みの解消を図るなど、適切に対応するような形の業務内容になります。

○松谷委員 これは委託先が株式会社になっているから私もちょっと驚いたんですけども、こういう業務は、センシティブにかかわるところもあるのですが、株式会社でやるんだなというように、ちょっと驚いてはいるんです。

これは、実際にどれくらいの相談件数があって、得た情報はどのような形で処理されて、問題解決につながっていくのかという、その辺の実情を教えてください。

○豊田子ども若者相談担当課長 相談件数ですけども、平成 28 年度に受け付けしたのは 677 件で、その中でいじめを主訴とする相談が 175 件ということで、こちらは平成 25 年度と比較しますと3割ぐらい増加している傾向です。

また、主な相談者についてですが、小学生から高校生までの当事者本人がおよそ6割で、学校生活、友人関係、家庭環境など、いじめに限らない話をしてくるケースがあります。

また、ダイヤル・サービスが受けた情報については、記録を細かくとっていただいて、すぐに翌日にはこちらの相談センターへメールで内容を送っていただいている状況です。その中で特に緊急性の高いものについて、24 時間いじめ電話相談の中で、例えば、ちょっとリストカットをしたくなっちゃったとか、あるいは大きな場合には自殺という案件があるかもしれませんが、そういった場合には緊急体制をとっておりまして、夜間何ときでもこちらの相談センターに一報を入れるという連絡体制を取っております。また、こちらの相談センターでは、そういった事案がありましたら、関係機関に速やかに連絡をとって迅速な対応をするようなシステムをとっております。

○松谷委員 そうすると、このダイヤル・サービス株式会社は、これは別に静岡市になくて、東京か何かテレワークじゃないですけども、それで静岡市以外のそういうことも受けて、テレフォンサービスじゃないですけども、そういう体制になっているんですか。

それと、実際にそんなことがあっては困るんですけども、自殺とか非常にセンシティブというか、緊急性を問われるようなことは、平成 28 年では件数があったということでしょうか。

○豊田子ども若者相談担当課長 ダイヤル・サービスについては、東京のほうに委託をしております。本県で言いますと、浜松市を初め複数の都道府県、政令指定都市が業務委託をしている状況です。

先ほどの緊急の案件ということで御質問がありましたけれども、昨年度は2件ほど緊急を要する電話がありまして、例えば県の高校教育課だとかそういったところに連絡をとり、対応しております。大きな事件等には結びつかなかったものですから、ほっとしております。

○松谷委員 複数の政令市等で受けているということで、ある種、1つの自治体だけでは人員の確保とか何か大変だというようなことかと思うんですけども。あと、この総点検表を見ると、いじめ以外の相談も業務委託になっているんですが、これもダイヤル・サービス株式会社になっているのかということと、もしその場合には、さっきも言っていた、いじめとそれ以外の相談も同じ人が受けて処理していく体制になっているんですか。

○豊田子ども若者相談担当課長 先ほど昨年度 677 件のうち、いじめの件数が 175 件というお話をさせて頂きましたが、その次に多いものが、いじめ電話相談とうたっているわけなんです、学校生活にうまく適応できないという案件が 144 件、その次に多かったのが友人関係、友達と仲よくできないという内容がありましたが、ここはいじめ電話相談ですからいじめ以外のことは受け付けませんとはしなくて、電話してくれた方の心に寄り添ってお話を聞いて、できるだけ解決に向けた相談をしているような状況です。

○松谷委員 事務事業総点検表の 209 ページに 826 の事業は市が直営と書いてありますけれども、そうすると、このいじめ電話相談とは別な形で窓口があって、市が直営で職員のどなたかが対応しているということに理解していいんですか。

○豊田子ども若者相談担当課長 24 時間いじめ電話相談についてですが、勤務時間につきましては、市役所で相談員 3 名を交代でつけて対応しております。また、いじめ電話相談ではなく、こころのホットラインということで、それ以外の悩みについても、9時から5時まで相談員が受け付けております。平日は3回。あと文部科学省のSOSダイヤルというものもあるんですけれども、その3つのものを市役所で相談員が交代で対応しており、時間外については先ほどお話ししましたダイヤル・サービスに委託しているということになります。

また、こころのホットラインにつきましては、昨年度 498 件受け付けておりますが、いじめの件数は7件ということで、こちらは子供の育て方とか、当事者以外の保護者の方とか、本人についても部活動の悩みとか、いじめ以外のことが多数見受けられました。

○松谷委員 わかりました。市との関係とダイヤル・サービスに委託されている中身がわかりましたので、次にいきたいと思えます。

次は、幼保支援課とこども園課の両方に重なっているんですけれども、165 ページで、監査委員からの保育士・幼稚園教員免許促進事業についての指摘で、2015 年度の民間での資格取得予算 950 万円を組み合わせながら、決算額は 1,750 万円。対象者は 95 人で 20 万円というだけけれども、実際は 48 人で 10 万円ということなんです、成果目標が A となっているのはどういうことなんですかと。2016 年は、そういう指摘を受けてどういう形になっているのかについて、確認させていただきたいと思えます。

○安本幼保支援課長 済みません、決算額は 175 万円です。それから 20 万円の補助額ではなくて、補助基準額が 20 万円でございます。

まず、28 年度の状況です。保育士の資格の取得者が 8 人で対象が 6 園になります。幼稚園の免許取得者が 11 人で 8 園です。合計 19 人ということです。

決算額が、64 万 6,600 円です。10 万円が国で決めております補助限度額です。それで予算を組んでいるのですが、実際にかかる金額が大体 7 万円ぐらいということで、補助が 2 分の 1 補助ですので、約 3 万 5,000 円程度となります。補助限度額が 10 万円ですが、実際に使うのは 3 万 5,000 円ぐらいになっております。

執行率ですが、予算が 28 年度は 950 万円ということで、執行率は 6.8% になっております。950 万円の予算の組み方ですが、27 年度もそうですけれども、27 年度の予算を組む 26 年度のときに、認定こども園に移行する園数に対して、そこにいる免許を持った職員数、それから公立園における一方しか免許を持って

いない人の率、そちらを掛けまして約 95 人と。その 95 人の方がもしいっぺんに補助申請をした場合には 950 万円かかるという形で、補助金の計算をしております。

○松谷委員 今回の御答弁は、民間の認定こども園の 19 人なんですが、これは正規職員とか非正規職員とか分けていったときに、細かい数字は出ないのですか。

○安本幼保支援課長 まず、細かい数字でということですが、資格を持っている者がどのぐらいいるかということは調査しておりません。過去においても調査しておりません。なお、最近正規、非正規を分けずに調査したものがあります。平成 29 年度において、認定こども園になった施設の職員において、まだ資格の併有をしていない方につきましては、保育資格しかない方が 35 人、幼稚園免許しかない方が 22 人の合計 57 人です。この 57 人は、32 年以降も継続して勤める方を対象にしております。

○松谷委員 そうすると、市立こども園はどういう状況にあるんでしょうか。正規、非正規分けて数字を把握していることになるんでしょうか。

○青野こども園課長 市立こども園の幼稚園教員免許と保育資格の併有の状況ですけれども、平成 29 年 4 月 1 日の状況でございますが、正規職員で 2 つ免許資格を併有しているものが 555 人になります。また、幼稚園教員免許のみを有している者が 2 人、保育士のみを保有している者が 55 人。これが正規職員になります。

非正規ですが、非正規は先ほど申し上げましたとおり、非常勤、臨時、パートとありますが、その全体として 2 つを保有している者が 510 人、幼稚園教諭免許のみが 11 人、保育士資格のみが 161 人です。

○大石委員長 松谷委員、各委員のそれぞれの持ち時間というのははっきり決まってはいませんが、一人の方に偏ることのないようにという旨の話が出ていますので、質問は簡潔明瞭にお願いいたします。

○松谷委員 簡潔明瞭に。別に一人に集中なんてことは。ほかの方がやらないからということじゃないんですか、それは。それはちょっと言い方が違うと思うんですけれども。ということで、もちろん早目に終わるように努力はします。

○大石委員長 はい、よろしく申し上げます。

○松谷委員 監査委員の指摘は、認定こども園で 57 人、それから市立のこども園でも 57 人ですか。計画的にこの資格をちゃんと取るようにすべきではないかという指摘ですけれども、これについてはどういう対応になるのでしょうか。

○安本幼保支援課長 こちらの補助金で言いますと、資格を取得して初めて補助金を交付しております。57 人のうちの一部は既に通信教育等で受講中の方、あるいは既に受講は終わったんですが、実務要件として 3 年かつ 4,320 時間の実務経験がなければならぬと、その途中段階にある方、そういった方がおまして、こちらとしても早目に取っていただきたいと考えております。



○青野子ども園課長 先ほど、市立の子ども園で50何人(「57人じゃないんでしょう」)28年度に正規、非正規を合わせまして、どちらかの資格を取得している者が66人になります。(発言する者あり)これは今の免許の取得状況になります。28年に66人が新たにどちらかを取得して今の状況になりますので、28年度にどちらかの資格免許を取得した者は66名でございます。

子ども園課でございますが、やはり予算立ての関係等で基礎的な情報等がなく、少し予算とその執行との乖離が生じてしまったということがございまして、こちらにつきましては、もちろん中には今後定年を迎えるということで意向のない者、また非常勤等の入れかわり等もございまして、できる限り職員の意向を確認いたしまして、取得を予定する年度、意向といったものを確認して、それを予算に反映していきたいと考えております。

○松谷委員 すると、市立子ども園はまだ意向は聞いていないけれども、認定子ども園では平成32年以降勤める方ということで、一応現状は把握しているということとして理解します。

時間がだんだんなくなってきましたので、次に、産後ケア・ママケアサービスで、産後ケアの利用件数は、先ほど寺澤委員からも既に質問が出ているので、私も寺澤委員同様というか、厚生委員会で視察した人はみんな富山市の対応策について、非常に感心して帰ってきたわけです。そのきっかけになったのが、医師会の会長さんが産婦人科医で、それと産後に自殺される人たちがいるということをもと、大阪府とか東京都とか三重県とか、そういう実例の調査結果を基に、そうした居場所というか避難するとか、ケアセンターが必要なんだということを市長が受けて、ああいう施設をつくったということでした。静岡市は、さっきの答弁の中で助産師という形で、23カ所ですか、そういうところで自主的な対応をしているということですが、静岡市としては産後うつで自殺する方の数値、データのものは持っていることになるのでしょうか。

○橋本子ども家庭課長 産後うつを理由として自殺する人のデータを市として把握しているのかという御質問だと思うんですが、自殺の原因については、やはり医学的見地が必要なこともありまして、静岡市として産後うつが原因として自殺した人の人数は把握しておりません。委員も御承知かもしれませんが、平成28年に東京都の監察医務院等が平成17年から26年の10年間で、東京23区で発生した妊産婦の異常死を分析しておりまして、この間に63件の自殺の事例がありまして、さらに自殺をした妊産婦の約4割がうつ病、または統合失調症であったこと、それから出産後の産婦については6割が産後うつを初めとする精神疾患を有していたことが明らかになりまして、妊産婦のメンタルヘルスの重要性を再認識する重要な報告があったものと、その点については把握しております。

○松谷委員 わかりました。

次に、こんにちは赤ちゃん事業です。228ページですが、これもA評価になっています。これは実態としては、目標が96.4%で実績が96.9%という実態ですが、具体的にどのような形で、そもそも出生者が何人いるかきっちと把握していかないと、保健師さんとか助産師さんとか、どういう人たちがどういう形で訪問していることになるのか、まず実情を教えてくださいたいと思います。

○橋本子ども家庭課長 まず、新生児訪問の手順につきましては、出生届時に出生連絡はがきを出すよう

に、投函を依頼いたします。保護者から出生連絡はがきが届いた場合には、家庭の状況に応じまして保健福祉センターの保健師、または市が委託した助産師が訪問しております。はがきが届かないケースもありますので、その場合は電話で勧奨を行いまして、その後市が委嘱しております赤ちゃん訪問員という方がいますので、赤ちゃん訪問員が訪問をしています。ちなみに、平成 28 年度の新生児の訪問対象数は 5,299 人で、実際に訪問したのは 5,137 人です。そのうち、保健福祉センターの保健師が訪問した人数は 1,408 人、委託した助産師会の助産師による訪問が 3,404 人、市が委嘱した赤ちゃん訪問員による訪問等が 325 人となっております。

○松谷委員 それで、実際訪問できないケースがどういう状態で、あるいはまた困難事例みたいな、時間をかけても解決しない、なかなか会えないとか、そういうのはどんな状態なのか、伺いたいと思います。

○橋本子ども家庭課長 連絡はがきの提出のない家庭には電話勧奨いたします。その結果、訪問を拒否するケースの理由としては、2人目3人目のお子様で、特に育児に心配がないだとか、仕事で忙しいとか、既にこども園に預けているとかの理由で訪問を拒否するケースというのがあります。電話勧奨しても連絡がとれないお宅については、基本的には保健福祉センターの保健師が訪問等で状況をなるべく確認するように努力いたしております。

もし訪問しても会えないケースにつきましては、例えば4カ月健診が医療機関でありますので、4カ月健診の受診状況ですとか、あるいは予防接種の接種履歴ですとか、そういったことでお子さんの状態を確認するようにしています。

もしそういったことでも確認ができないお子さんについては、先ほど少し説明しましたが、関係機関から構成する要保護児童対策地域協議会につなげて、他の関係機関から情報を把握するように努めております。

○松谷委員 努めているということは、例えば 28 年度では行けなかったおうちというか、お子さんはいらつしゃることになるのですか。

○橋本子ども家庭課長 実際に4カ月以内に訪問することを基本としていますので、先ほど御説明したとおり、5,299 人のうち4カ月以内に訪問できたのは 5,137 人です。ただ、その後、例えば保健福祉センターで育児相談をやっていたりだとか、さまざまな形で接触できるようにはなっています。それから、先ほど言いました要保護児童対策協議会へ提示して、所在が不明というケースにつきましては、他の情報機関から、昨年度は2件あったんですけども、例えば外国の方で外国へ帰国しているだとかということで、特に連絡がつかないというケースはありませんでした。

○松谷委員 さっき寺尾委員からも質問が出ていて、最初に生まれたばかりの新生児に対しての訪問という形と、その後も保健福祉センター、予防接種など、いろんな形で若い親御さんと子供たちの状態の情報を共有していくということになるんですけども、そうした点で、今後あの事件についての検証が始まるわけですけども、今回こうした子供たちの状況の把握という点で考えたときに、検証の中で、それはもちろん検証されるんですけども、現段階ではそうした点における問題点とか、さっきも指摘がマスコミからあるとかありましたけれども、そうした点についてどんなふうに考えているか、お伺いしておきたいと思います。

○橋本子ども家庭課長 沼津市で発生した乳児死亡事件の今後、それから考え方については、先ほど御説明したとおりですけれども、赤ちゃん訪問との関連で言いますと、このケースにつきましては、未婚の未成年者の妊婦として保健福祉センターが出産前から家庭訪問をするなど、本市では母親の支援を行ってまいりました。それから、昨年の9月末に出産した後も自宅への訪問を行いまして、訪問はできていたという状況があります。そういった中で、本児の発育が良好なこと、それから家族の支援が受けられていることを確認しつつ、要保護児童対策協議会でも関係機関との情報共有を行っていました。

しかしながら、そういった中で、11月の半ばごろに再度3回目の訪問をしようとしたときに、不在だったため連絡をとっていたところ、沼津市にいたことがわかりまして、こういった事件が発生したということになります。

したがって、父親のリスクというものをどういふふうリスク要因として把握していくのか、それから他の市町との連携といったことが課題になってくるのかなと思っております。

○松谷委員 上層部のほうで、このことについて何か発言があれば聞きますけれども、なければ質問を終わりますが、ありますか。

○荒田児童相談所長 沼津市の件については、各報道へも回答していますように、やはり迅速な情報共有が大事だったと、そこが一番の課題だったと考えております。